

事務連絡

平成 26 年 11 月 4 日

福岡市長 様

内閣府地域活性化推進室長

国家戦略特区における航空法の高さ制限の
エリア単位での特例承認について

福岡市国家戦略特別区域会議でご提案いただいております標記の件につきまして、国土交通省より下記のとおり見解が示されましたのでお知らせいたします。

記

航空法の高さ制限の基準の運用については、航行の安全に支障のない周辺の既存物件に基づく一定の高さをエリア一体の目安として速やかに提示した上で、福岡市による具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続を進めることといたします。

<エリア一体の目安として提示する高さ>

- ・天神明治通り地区地区計画区域については、福岡市役所避雷針と同等

※今後、福岡市内の別のエリアについて相談があった場合も、同様に取り扱うものとする。